

第 54 回消防救助技術近畿地区指導会における協賛要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、第 54 回消防救助技術近畿地区指導会（以下「近畿地区指導会」という。）を実施するにあたり、その趣旨に賛同する企業その他の団体及び個人（以下「企業等」という。）が、近畿地区指導会に協賛する際の必要な事項について定める。

(定義)

第 2 条 この要綱における協賛の内容は、企業等が第 54 回消防救助技術近畿地区指導会事務局（以下「指導会事務局」という。）に対して別表に示す金額を協賛し、同表の特典を受けるものをいう。

2 企業等は、原則、一般財団法人全国消防協会の賛助会員であるもの又はこれまでに近畿地区指導会へ協賛の実績があるものとする。ただし、第 54 回消防救助技術近畿地区指導会委員長（以下「委員長」という。）が認める場合はこの限りでない。

(募集期間)

第 3 条 募集期間は、令和 8 年 3 月 20 日から令和 8 年 4 月 30 日までの間とする。

(協賛の手続)

第 4 条 協賛を希望する企業等は、あらかじめ第 54 回消防救助技術近畿地区指導会協賛申込書（様式第 1 号。以下「申込書」という。）を委員長あて提出する。

2 委員長は、前項により申込書の提出があった場合、次条第 1 項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、速やかにそれを受理し、協賛の申込みを行った企業等（以下「申込者」という。）に対して、第 54 回消防救助技術近畿地区指導会協賛申込受理書兼請求書（様式第 2 号。以下「請求書」という。）によりその旨を通知する。

(協賛申込みの不受理等)

第 5 条 委員長は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、申込書を受理しないものとする。

- (1) 近畿地区指導会の品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げるおそれがあるとき
- (2) 法令若しくは公序良俗に反するとき又は社会的に非難を受けるおそれがあるとき
- (3) 特定の個人、政党又は宗教団体の活動のために、協賛による特典若しくは協賛の事実を利用する場合又はそのおそれがあるとき
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団の構成員が支配し、若しくは関与し、又はそのおそれがあるとき
- (5) その他委員長が適当でないと認めたとき

2 委員長は、前条第 2 項により申込書を受理したものが、その後、第 1 項各号のいずれかに該当するに至った場合、第 1 項各号のいずれかに該当することが判明した場合又は次の各号のいずれかに該当する場合は、特典の提供を停止し、協賛を取り消すことができる。

この場合、委員長は、その旨を申込者へ通知し、原則、既に提供された協賛金の返戻は行わないものとする。

- (1) 申込者の協賛内容について、不正の事実を発見したとき
- (2) 申込者の故意又は重大な過失により、指導会事務局又は第三者に損害を与えたとき
- (3) その他、委員会が特典の提供を停止する必要があると認めたとき

3 大規模災害等の発生により近畿地区指導会を中止するなど、指導会事務局の責めに帰さない事由により特典の提供を中止した場合の取扱いは、申込者と指導会事務局が個別に協議して決定するものとする。

(協賛金の納入等)

第6条 委員長は、申込者に対して、委員長が指定する期日までに、請求書による協賛金額を指定の口座に振り込むよう依頼するものとする。この場合において、振込に要する費用は申込者の負担とする。

2 協賛金の領収書は、原則として金融機関が発行する振込金受取書に代える。ただし、申込者の希望により、協賛金の領収書を発行することができる。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協賛の取扱いについて必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は令和8年3月20日から施行する。

別表（第2条関係）

特典の種類	協賛金額
近畿地区指導会会場へのブース出展 【1 小間】・テント 1/2 張（間口 2.7m × 奥行 3.6m = 9.72 m ² ） ・長テーブル 2 台 ・パイプ椅子 4 脚	1 口 50,000 円

備考

- 1 募集数に上限があるため申込みは先着順とする。
- 2 申込者が募集数の上限を超える場合、同一企業等からの 2 小間以上の申込みについては一律 1 小間の申込みとして受理する。
- 3 展示物品等の車両搬入は近畿地区指導会開催日の前日までに、車両搬出は当日 16 時 30 分以降に、別途、指導会事務局が指定する要領で実施する。
- 4 物品等販売を行う場合は、堺市財産規則（昭和 39 年規則第 6 号）に基づき堺市公有財産の短期使用に係る使用料（同規則別表第 5 に定める額）の支払いと所定の申請書の提出が別途必要となる。詳細は申込み後に指導会事務局から連絡する。
- 5 電力の提供は実施しないが、指導会事務局が認める場合は発電機等の持ち込みを可能とする。

様式第1号

第54回消防救助技術近畿地区指導会委員長あて

第54回消防救助技術近畿地区指導会協賛申込書

第54回消防救助技術近畿地区指導会への協賛について、下記のとおり申し込みます。

お申込者様	申込年月日	令和 8 年 月 日	
	御社名 及び 代表者様氏名等		
	御住所	〒 —	
	連絡先	御担当 (役職・氏名)	
		TEL／FAX	TEL : () — FAX : () —
		Eメール	

希望する特典 (ブース出展)	1口 5万円	出展を 希望する (※申込口数____) • 希望しない
-------------------	--------	---------------------------------------

※「ブース出展」の使用予定について、下記も御記入ください (いずれかに○印を)

発電機等の持込予定	予定あり ^(※) • 予定なし	※別途確認が必要です。
物品等販売の予定	予定あり ^(※) • 予定なし	※別途申請と手数料が必要です。

様式第2号

第54回消防救助技術近畿地区指導会協賛申込受理書兼請求書

令和 年 月 日

様

第54回消防救助技術近畿地区指導会
委員長（堺市消防局長） 新子 哲也 **印**

第54回消防救助技術近畿地区指導会への協賛金の申込受理及び請求について

この度は、第54回消防救助技術近畿地区指導会に協賛をいただき厚く御礼申し上げます。

第54回消防救助技術近畿地区指導会協賛申込書を受理しましたので、協賛金について下記のとおりご請求申し上げます。

記

1 協賛金額

¥ 円

2 特典内容

3 振込先

銀行名	三菱 UFJ 銀行	支店名	堺支店
預金種目	普通	口座番号	
カナ			
口座名義			
備考	振込手数料につきましては、誠に勝手ながら御社でご負担いただきますようお願い申し上げます。		